

防犯機器等導入費補助事業の実施について



東大和市では、住宅への侵入盗被害の防止や、物価の高騰を踏まえた対策として、**市内の協力店**が、通常価格から補助額を控除した額で防犯機器等の販売・設置を行う補助事業を実施します。この事業は東京都防犯機器等購入緊急補助事業に係る補助金及び国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

■ 実施期間

令和7年6月16日（月）から令和8年2月27日（金）まで（※）

※期間内であっても市の予算上限に達した場合、事業終了となります。
あらかじめご了承ください。

■ 購入者の補助対象要件

- ・東大和市民であり、機器等設置場所は同住所であること。
- ・申込は、一世帯あたり、一店舗限りの利用とし、利用回数も1回のみ。
- ・設置場所は住宅の敷地内であり、店舗・事業所ではないこと。
- ・転売・譲渡等を目的としていないこと。
- ・下記のケースにあてはまる場合は、その要件を満たしていること。▼

市役所での手続き不要！
購入時割引だから簡単！



A 【取付工事をするケース】

要件：防犯機器等の購入店又は購入店を通じて専門業者が取り付ける。

B 【防犯カメラ・カメラ付きインターホンを購入するケース】

要件：撮影範囲内に入る住宅等の所有者等の同意を得ている。

C 【賃貸物件又は共同住宅に設置するケース】

要件：建物所有者又は管理者の同意を得ている。

△以下に該当するものは補助対象外となります。ご注意ください△

- ・機器等の「設置」のみ行う場合
- ・機器等の交換に伴う撤去費用・廃棄手数料・リサイクル料
- ・住民以外からの申込
- ・店舗、事務所等の住宅以外への機器等の設置
- ・共同住宅等の共用部分への設置（世帯が利用する玄関ドア、窓ガラスは除く）
- ・本事業の実施期間前に購入・設置した防犯機器等



■ 補助対象機器等

①防犯カメラ（屋外用） ②カメラ付きインターホン ③人感センサーライト ④防犯フィルム

■ 補助（控除）額

機器等の購入・設置金額の4分の3（千円未満切り捨て）（上限額：3万円／世帯）

【例】 購入費用 20,000円 + 設置工事費用 17,500円 = 37,500円

37,500円 × 3/4 = 28,125円

→ 補助（控除）額は28,000円

（購入・設置金額 37,500円） - （補助（控除）額 28,000円）

= **負担金額 9,500円**

■ 補助対象となる協力店

協力いただけることが決まった店舗は
随時ホームページに掲載していきますので
ホームページをご覧ください。

〔市ホームページ〕
補助事業詳細



実施手順

- 1 購入等希望者（市民）は、市内の協力店に連絡し、機器等や設置の打ち合わせをする。
- 2 協力店は、必要に応じ、現場確認をする。
- 3 購入等希望者は協力店からもらう申込書を記入する。
免許証やマイナンバーカード等を提示し、本人確認を行う。
- 4 協力店は、申込に基づき防犯機器等の販売・設置を行う。
- 5 完了後、購入者は、補助率3/4が控除された額を協力店に支払う。